

本社等の重要拠点を移転・分散・拡充させたい
事業者の皆様へ

滋賀県本社機能移転促進プロジェクトに基づく支援措置

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を促進します

■ 制度の内容

事務所・研究所・研修所（特定業務施設）の新増設、賃借等が対象です。
また、上記特定業務施設の新設に併せて整備される児童福祉施設（特定業務児童福祉施設）も対象です。

○ 税制優遇制度の概要

1 国税（法人税）※全国一律

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転または県内企業の拡充）
1) オフィス減税	【対象】 取得価額3,500万円以上 （中小企業者1,000万円以上） 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% ※適用対象は新増設、新築の購入に限る。	【対象】 同左 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4% ※適用対象は新増設、新築の購入に限る。
2) 雇用促進税制	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、1人あたり年間最大90万円の税額控除（3年間1人あたり最大170万円） ※適用年度及びその前2事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、1人あたり年間最大30万円の税額控除 ※適用年度及びその前2事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと

（注）原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません（上乘せ分を除く）。

2 地方税（県税）【令和8年3月31日までに県の認定が必要】

移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
・ 不動産取得税 課税免除 ・ 事業税 初年度（1/2） 2年目（3/4） 3年目（7/8）	・ 不動産取得税（本来税率の1/10）

（注）特定業務施設の用に供する減価償却資産で、取得価額が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上が対象。

事業者は、整備計画を作成し、計画開始前（新増設の場合は、建物の着工前、賃借の場合は、賃貸借契約締結前）に県の認定を受ける必要があります。

【認定を受けるための主な条件】

- ① 本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新設、増設、購入、賃借、用途変更）であること。
- ② 特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者*1人）以上増加すること。
移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は、事業供用開始日から1年間を経過する日までに増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。
特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなすことができます。
*「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
- ③ 地方活力向上地域内で実施されること。

適用期間：令和8年3月31日までに県の認定を受けること。（オフィス減税、地方税の優遇を受けるには、認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。）

○ お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 産業立地課 TEL:077-528-3792

E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp

県HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html> →



滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

対象地域：滋賀県地方活力向上地域内

● 試験・研究機関

■ 大学・短期大学

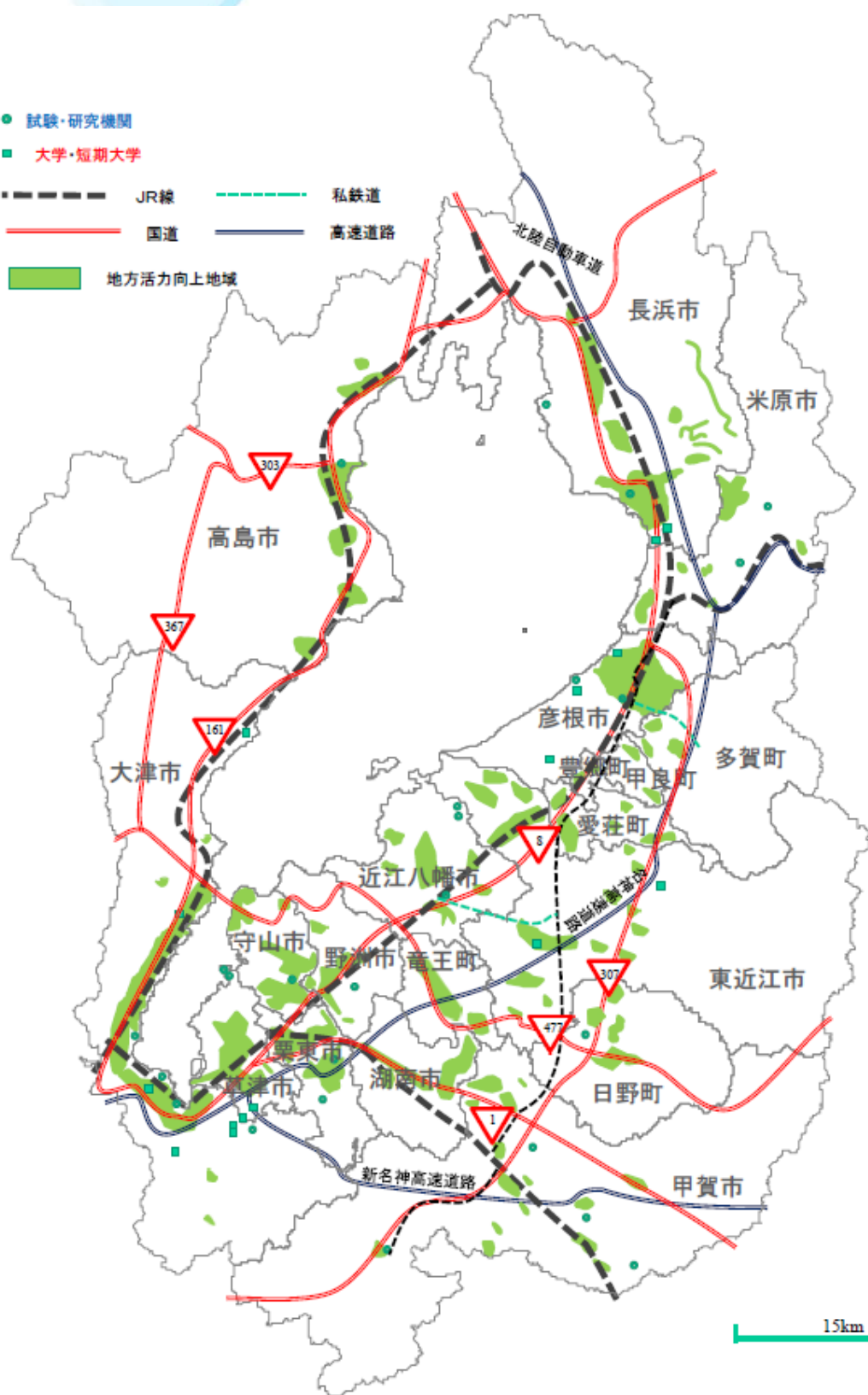
--- JR線

--- 私鉄道

— 国道

— 高速道路

地方活力向上地域



○地方活力向上地域の詳細は県HPに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/japan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>

TEL: 077-528-3792 E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp

